玄海町告示第１２号

令和６年１月３１日

　　　玄海町企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　町長は、事業者が有する専門性及び人的資源を活用した事業者の主体的な地域活性化に資する活動を推進することにより、玄海町（以下「町」という。）の地域活性化を図るため、事業を実施する事業者に対し、企業版ふるさと納税を財源とした補助金を予算の範囲内において交付することとし、その補助金については、玄海町補助金等交付規則（令和５年玄海町規則第２号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　(1)　企業版ふるさと納税　地域再生法(平成17年法律第24号)第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をいう。

　(2)　認定地域再生計画　地域再生法第７条第１項に規定する認定地域再生計画をいう。

　（補助対象事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

　(1)　国内に本社及び事業実施場所を有している法人、個人事業者又は団体等であること。

　(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。

　(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号及び第６号に規定する暴力団及び暴力団員（暴力団員と密接な関係であるものを含む。）に該当する者でないこと。

　(4)　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第２条に規定する宗教団体に該当する者でないこと。

　(5)　法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。

　（補助対象事業）

第４条　この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　(1)　町が定める認定地域再生計画に記載されている事業に係るもの

　(2)　企業版ふるさと納税により財源が確保されているもの

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

　(1)　政治活動及び宗教活動を目的としている事業

　(2)　施設、設備等を設置する事業であって、土地所有者等の関係者の承諾を得られていない事業(当該関係者の承諾を得られる見込みがある事業を除く。)

　(3)　その他補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業

３　補助対象事業は、補助金を交付する年度内に完了しなければならない。ただし、町長が必要があると認めるときは、この限りでない。

　（交付の対象経費及び補助金額）

第５条　補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、別表のとおりとする。

２　補助対象事業の実施に関し、この要綱による補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、当該交付決定前に要した経費も補助対象経費として認めるものとする。ただし、当該補助対象経費に係る補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を受けることができない場合があることを承諾した上で、事業に着手するものとする。

　(1)　第７条の規定による採択がされなかったとき。

　(2)　第10条の議案が玄海町議会で議決されなかったとき。

　（事業の申請）

第６条　事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、玄海町企業版ふるさと納税活用支援事業申請書（様式第１号。以下「事業申請書」という。）を、町長に提出するものとする。

２　前項の提出期日は、町長が定める日までとする。

　（事業の承認）

第７条　町長は、事業申請書の提出があったときは内容を審査のうえ、玄海町企業版ふるさと納税活用支援事業の適否を決定し、その結果を玄海町企業版ふるさと納税活用支援事業承認書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（寄附者の公募）

第８条　町長は、前条の規定により採択した事業（以下「採択事業」という。）に対し、企業版ふるさと納税をする者(以下「寄附者」という。)を公募するものとする。

　（企業版ふるさと納税）

第９条　前条の規定による公募に応じた寄附者は、企業版ふるさと納税をする際に、玄海町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業事務取扱要綱（令和３年玄海町要綱第６号）に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書のほか、企業版ふるさと納税に係る採択事業指定書（様式第３号）を提出し、当該企業版ふるさと納税を充当すべき採択事業を指定するものとする。

２　前項の場合において、当該寄附者が当該企業版ふるさと納税をした後に、当該指定した採択事業について、次に掲げる事由が生じたときは、当該指定した採択事業以外の事業に当該企業版ふるさと納税が充当されることを承諾した上で、企業版ふるさと納税をするものとする。

　(1)　事業提案者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。

　(2)　企業版ふるさと納税の額が事業を実施できる額まで達しなかったとき。

　(3)　事業の完了後に事業費が企業版ふるさと納税の額まで達しなかったとき。

　(4)　次条の議案が玄海町議会で議決されなかったとき。

　(5)　その他特別な事情により町長が採択事業を実施すべきでないと判断したとき。

３　前項各号に掲げる事由が生じた場合において、寄附者は、当該寄附者がした企業版ふるさと納税の返還を町長に求めることができないものとする。

４　寄附者は、第１項の規定により採択事業を指定する場合において、当該寄附者と関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第８条第８項に規定する関係会社をいう。)にある団体が実施する採択事業を指定してはならない。

　（補助金の予算）

第10条　町長は、前条第1項の規定により企業版ふるさと納税がされた採択事業(企業版ふるさと納税がされる見込みがある採択事業を含む。)について、玄海町議会に対し、当該採択事業の補助金の予算に係る議案を提出するものとする。ただし、同条第２項第１号、第２号及び第５号に掲げる事由に該当するときは、この限りでない。

　（補正の指示）

第11条　この要綱による補助を受けて事業を実施する団体は、当該事業の実施に関し、町長から、公益上の理由により内容の補正の指示があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該指示に従うものとする。

　（補助金の交付申請）

第12条　規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書は、様式第４号のとおりとする。

　（補助金の交付の条件）

第13条　規則第５条により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

　(1)　規則及びこの要綱に従うこと。

　(2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、町長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20％以内の金額の変更については、この限りでない。

　(3)　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

　(4)　補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

　(5)　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。

２　前項第２号の規定により、町長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第５号とする。

　（実績報告）

第14条　規則第12条第１項前段に規定する実績報告書は、様式第６号のとおりとする。

２　前項の実績報告書の提出期限は、事業終了後30日を経過した日又は毎年度３月31日のいずれか早い時期とし、その提出部数は１部とする。

３　規則第12条第１項後段に規定する実績報告書は、様式第７号のとおりとする。

４　前項の実績報告書の提出期限は、補助金等の交付決定に係る町の会計年度の翌年度の４月30日とし、その提出部数は1部とする。

　（補助金の交付）

第15条　この補助金は概算払又は精算払で交付するものとする。

２　規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第８号又は様式第９号のとおりとする。

３　概算払の方法により交付を受けるときは、その上限額を交付決定額の３分の２以内とする。

４　前項の場合において、確認した額が既に交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは期限を定めてその満たない額を返還しなければならない。

　（補助金を受けた者の義務）

第16条　この要綱により補助金を受けた者は、次の各号に掲げる義務を負う。

　(1)　町の地域活性化に資する事業へ積極的に参画すること。

　(2)　事業成果の広報紙等への掲載に協力すること。

　(3)　補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

　（委任）

第17条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則　（令和６年１月３１日告示第１２号）

　この要綱は告示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金額 |
| (1)　報償費  (2)　賃金  (3)　旅費  (4)　需用費（食糧費は除く。）  (5)　役務費  (6)　委託料  (7)　使用料及び賃借料  (8)　工事請負費  (9)　原材料費  (10)　財産購入費（用地取得費は除く。）  (11)　備品購入費  (12)　その他町長が必要と認める経費 | 補助金の額は、補助対象経費の額(その額が当該補助対象経費に係る補助対象事業への企業版ふるさと納税があった額を超えるときは、当該企業版ふるさと納税があった額)から補助対象事業により生じた収入の額を減じた額とする。 |